

補助金交付申請者の方へご案内

臼杵市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の申請手続き等について 〈 交付申請時 〉

提出書類に住所・氏名（署名又は記名押印）・必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

○必要 ×不要

		書類	子育て	三世代	高齢者
提出書類	1	補助金交付申請書	○	○	○
	2	事業計画書	○	○	○
	3	収支予算書	○	○	○
	4	誓約書	○	○	○
	5	補助金の交付申請手続き等にかかる委任状	○	○	○
	6	着手届 ※日付は記入しないでください	○	○	○
		■以下は該当する場合のみ			
7	【申請者が親族・賃借人等の場合】 承諾書 ※中古住宅購入の場合は売買契約書	○	○	○	
添付書類	1	住宅の築年数が確認できる公的書類（名寄帳・登記簿等） ※お手元がない場合、名寄帳は税務課で、登記簿は法務局証明サービスセンター（市民課の隣）で取得できます（写し可）	○	○	○
	2	市税完納証明書又はその写し ※納税者全員分 ※税務課で取得できます	○	○	○
	3	世帯全員の住民票又はその写し	○	○	○
	4	世帯全員の前年の所得証明書又はその写し ※高校生以下で所得のない者は不要	○	×	○
	5	住宅周辺の見取図	○	○	○
	6	改修工事の実施箇所及び内容を示す平面図その他の図面	○	○	○
	7	改修工事費の見積書の写し	○	○	○
		■以下は該当する場合のみ			
	8	【併用住宅の場合】 概略平面図	○	○	○
	9	【昭和56年5月以前に着工された木造住宅の場合】 耐震アドバイザー派遣制度を利用したことが確認できる書類	○	×	○
	10	【昭和56年5月以前に着工された木造住宅の場合】 耐震性の有無を証する書類	×	○	×
	11	【出産により申請の日以降に三世代同居世帯となる場合】 出産予定であることを証する書類（母子手帳の写し等）	×	○	×
12	【申請者が親族等の場合】 所有者との関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ※市民課で取得できます	○	○	○	

注意事項

申請後に市から交付決定通知が届くまでは事業に着手できません。交付決定前に着手した場合は交付決定が取り消されますのでご注意ください。

補助金交付申請者の方へご案内

臼杵市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の申請手続き等について 〈 事業完了時 〉

提出書類に住所・氏名（署名又は記名押印）・必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

	書類	子育て	三世代	高齢者
提出書類	1 完了報告書	○	○	○
	2 精算書	○	○	○
	3 補助金等交付請求書 ※日付は記入しないでください。 ※押印が必要です。	○	○	○
添付書類	1 領収書の写し ※交付申請時に提出した見積書と金額が合うか確認してください。	○	○	○
	2 実施の内容を示す平面図その他の図書 ※申請時の図面と相違なければ省略可	○	○	○
	3 工事写真（施工前・施工中・施行後）	○	○	○
	■以下は該当する場合のみ			
4 【昭和56年5月以前に着工された木造住宅の場合】 耐震性を有する証明書	×	○	×	